

3 医安第 1 1 0 2 号
令和 4 年 3 月 1 5 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県医薬分業推進基本方針の一部改正について（通知）

平素から、本県の保健医療行政に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 1 月に書面開催しました愛知県薬事審議会の審議結果を踏まえ、愛知県医薬分業推進基本方針（平成 8 年 3 月 2 9 日策定）を一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行することになりましたので、今後とも本県の医薬分業の推進について御配慮ください。

担 当 生活衛生部薬安全課
薬事グループ
電 話 052-954-6303（ダイヤルイン）

愛知県医薬分業推進基本方針

1 はじめに

この基本方針は、平成7年3月17日付け愛知県薬事審議会答申「医薬分業の推進策について」に基づき、愛知県における医薬分業推進の基本的な方針を定めるものである。

2 目的

この基本方針は、愛知県保健医療局（以下「県」という。）、公益社団法人愛知県医師会（以下「医師会」という。）、一般社団法人愛知県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）及び一般社団法人愛知県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が相互に連携して患者本位の医薬分業を推進し、「かかりつけ薬剤師・薬局」が県民に普及定着することにより、医薬品の適正使用及び安全性の確保を図り、急速に進む高齢化社会に対応した質の高い医療を県民に提供することを目的とする。

3 医薬分業の推進目標

医薬分業の質の評価にかかる次の指標において、全国平均を上回ること。

- ・電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局の割合
- ・医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局の割合（過去1年間に平均月1回以上）
- ・在宅業務を実施した薬局の割合（過去1年間に平均月1回以上）
- ・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合（過去1年間に1回以上）

4 医薬分業の基本理念

本県が推進する医薬分業の基本理念は次のとおりとする。

(1) 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用の推進には、医療機関で医師・歯科医師が患者の治療に適した医薬品を処方した後、患者の服用にあたり相互作用や重複投与による副作用の発現を未然に防ぐための点検や服薬指導が不可欠であり、また、患者への医薬品情報の開示が求められている。

しかし、現在の医療用医薬品はその数・種類が膨大でかつ作用が鋭敏である反面相互作用による副作用発現の危険性が潜んでいることから、医薬分業を医薬品適正使用推進のための有効な方策として推進し、医療の質の向上に貢献する。

(2) 患者本位の医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の普及定着

患者に対しての服薬指導や薬歴管理等により医薬品の相互作用や重複投与による副作用の発現を未然に防ぎ、患者が医薬品について気軽に相談ができ、さらに、医療機関に対し医薬品情報などを提供するなど医療に貢献できる「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及定着を図る。

さらに、「かかりつけ薬剤師・薬局」は、在宅医療や保健所と連携しての地域住民への健康教育への取組みなどを通じて地域の保健・医療・福祉に貢献する。

(3) 地域に密着した医薬分業

二次医療圏内の中核病院を中心とした広域的な医薬分業と、患者の生活圏内（市町村若しくは町内会単位）にある各病院・診療所を中心とした地域的な医薬分業が調和した、より地域に密着した医薬分業の推進を図る。

5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の連携

上記4の基本理念に基づく医薬分業を推進するにあたり、医師会・歯科医師会と薬剤師会は、各地区においてもそれぞれ密接な連携を図るとともに、地域においては医師・歯科医師と薬剤師との間に信頼関係を構築しなければならない。

6 協議会議の設置

県は、医薬分業の適正な推進を図るため、愛知県医薬分業適正化協議会議を設置する。

また、おおむね二次医療圏を一地区として各地区毎に県保健所、地区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに地域住民等を交えた協議会議を設置する。

7 医薬分業推進策

(1) かかりつけ薬剤師・薬局の育成

(ア) 薬剤師会は、各薬局が「薬局業務運営ガイドライン」(平成5年4月厚生省策定)に基づき薬局の管理運営及び構造設備等を整備し、医療提供施設の担い手としてふさわしい「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成する。

(イ) 県及び薬剤師会は、「患者のための薬局ビジョン」(平成27年10月厚生労働省策定)に基づき、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、在宅対応の実施、医療機関等との連携強化など、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進を図る。

(2) 処方箋受入れ体制の整備

薬剤師会は、薬局薬剤師を対象とした臨床薬理、調剤技術等に関する組織的・体系的な研修を実施するとともに、調剤過誤や疑義照会等の事例を収集し、集積した情報の分析評価を行うことにより、医療の安全確保を図り、更に、調剤用医薬品の備蓄体制及び休日、夜間を含めた処方箋受入れ体制を整備する。

また、薬剤師会は「薬事情報センター」の医薬品情報システムの充実を図り、県民、医療関係者等に必要な医薬品情報を迅速に提供する。

県は、質の高い医薬分業を推進するため薬剤師会に対して必要な指導、支援を行う。

(3) 県民に対する普及・啓発

県は、薬剤師会が行う薬事普及事業を支援するとともに、医薬分業のメリットについて県民の理解を得るため、広報紙の活用、講習会の開催等により、積極的に県民に普及啓発を行う。

薬剤師会は、「お薬手帳」の一層の利用促進を図るとともに、「かかりつけ薬剤師・薬局」の活用を県民に啓発するため、「薬と健康の週間」等を利用して新聞・テレビ・ポスター等による広告活動を行う。

(4) その他

協議会議において、適正な医薬分業の推進にかかる必要な事項について協議する。

8 医薬分業の推進計画

県は、上記7の医薬分業推進策について「医薬分業推進基本計画」を策定する。

また、各地区毎に「医薬分業推進基本計画」に基づいた「医薬分業推進地区計画」を策定し、具体的推進策を実施する。

附 則

この基本方針は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

愛知県医薬分業推進基本方針

1 はじめに

この基本方針は、平成7年3月17日付け愛知県薬事審議会答申「医薬分業の推進策について」に基づき、愛知県における医薬分業推進の基本的な方針を定めるものである。

2 目的

この基本方針は、愛知県保健医療局（以下「県」という。）、公益社団法人愛知県医師会（以下「医師会」という。）、一般社団法人愛知県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）及び一般社団法人愛知県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が相互に連携して患者本位の医薬分業を推進し、「かかりつけ薬剤師・薬局」が県民に普及定着することにより、医薬品の適正使用及び安全性の確保を図り、急速に進む高齢化社会に対応した質の高い医療を県民に提供することを目的とする。

3 医薬分業の推進目標

医薬分業率の推進目標は、全国平均を上回ることにする。

ただし、医薬分業は全県において一律に推進するのではなく、おおむね二次医療圏毎に医薬分業を推進することにより地域格差の解消を図り、全医療圏において目標の達成を目指すものとする。

なお、目標は、国が設定した医薬分業の質の評価指標について、本県の評価が可能となる時期に合わせて見直すものとする。

4 医薬分業の基本理念

本県が推進する医薬分業の基本理念は次のとおりとする。

(1) 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用の推進には、医療機関で医師・歯科医師が患者の治療に適した医薬品を処方した後、患者の服用にあたり相互作用や重複投与による副作用の発現を未然に防ぐための点検や服薬指導が不可欠であり、また、患者への医薬品情報の開示が求められている。

しかし、現在の医療用医薬品はその数・種類が膨大でかつ作用が鋭敏である反面相互作用による副作用発現の危険性が潜んでいることから、医薬分業を医薬品適正使用推進のための有効な方策として推進し、医療の質の向上に貢献する。

(2) 患者本位の医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の普及定着

患者に対しての服薬指導や薬歴管理等により医薬品の相互作用や重複投与による副作用の発現を未然に防ぎ、患者が医薬品について気軽に相談ができ、さらに、医療機関に対し医薬品情報などを提供するなど医療に貢献できる「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及定着を図る。

さらに、「かかりつけ薬剤師・薬局」は、在宅医療や保健所と連携しての地域住民への健康教育への取組みなどを通じて地域の保健・医療・福祉に貢献する。

(3) 地域に密着した医薬分業

二次医療圏内の中核病院を中心とした広域的な医薬分業と、患者の生活圏内（市町村若しくは町内会単位）にある各病院・診療所を中心とした地域的な医薬分業が調和した、より地域に密着した医薬分業の推進を図る。

5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の連携

上記4の基本理念に基づく医薬分業を推進するにあたり、医師会・歯科医師会と薬剤師会は、各地区においてもそれぞれ密接な連携を図るとともに、地域においては医師・歯科医師と薬剤師との間に信頼関係を構築しなければならない。

6 協議会議の設置

県は、医薬分業の適正な推進を図るため、愛知県医薬分業適正化協議会議を設置す

る。

また、おおむね二次医療圏を一地区として各地区毎に県保健所、地区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに地域住民等を交えた協議会議を設置する。

7 医薬分業推進策

(1) かかりつけ薬剤師・薬局の育成

(ア) 薬剤師会は、各薬局が「薬局業務運営ガイドライン」(平成5年4月厚生省策定)に基づき薬局の管理運営及び構造設備等を整備し、医療提供施設の担い手としてふさわしい「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成する。

(イ) 県及び薬剤師会は、「患者のための薬局ビジョン」(平成27年10月厚生労働省策定)に基づき、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、在宅対応の実施、医療機関等との連携強化など、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進を図る。

(2) 処方箋受入れ体制の整備

薬剤師会は、薬局薬剤師を対象とした臨床薬理、調剤技術等に関する組織的・体系的な研修を実施するとともに、調剤過誤や疑義照会等の事例を収集し、集積した情報の分析評価を行うことにより、医療の安全確保を図り、更に、調剤用医薬品の備蓄体制及び休日、夜間を含めた処方箋受入れ体制を整備する。

また、薬剤師会は「薬情報センター」の医薬品情報システムの充実を図り、県民、医療関係者等に必要な医薬品情報を迅速に提供する。

県は、質の高い医薬分業を推進するため薬剤師会に対して必要な指導、支援を行う。

(3) 県民に対する普及・啓発

県は、薬剤師会が行う薬事普及事業を支援するとともに、医薬分業のメリットについて県民の理解を得るため、広報紙の活用、講習会の開催等により、積極的に県民に普及啓発を行う。

薬剤師会は、「お薬手帳」の一層の利用促進を図るとともに、「かかりつけ薬剤師・薬局」の活用を県民に啓発するため、「薬と健康の週間」等を利用して新聞・テレビ・ポスター等による広告活動を行う。

(4) その他

協議会議において、適正な医薬分業の推進にかかる必要な事項について協議する。

8 医薬分業の推進計画

県は、上記7の医薬分業推進策について「医薬分業推進基本計画」を策定する。

また、地区毎に「医薬分業推進基本計画」に基づいた「医薬分業推進地区計画」を策定し、具体的推進策を実施する。

附 則

この基本方針は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

愛知県医薬分業推進基本方針 新旧対照表

新	旧
<p>愛知県医薬分業推進基本方針</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 医薬分業の推進目標</p> <p><u>医薬分業の質の評価にかかる次の指標において、全国平均を上回ること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局の割合</u> <u>・医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局の割合（過去1年間に平均月1回以上）</u> <u>・在宅業務を実施した薬局の割合（過去1年間に平均月1回以上）</u> <u>・健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合（過去1年間に1回以上）</u> <p>4～8（略）</p> <p>附 則 この基本方針は、平成8年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成18年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>愛知県医薬分業推進基本方針</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 医薬分業の推進目標</p> <p>医薬分業率の推進目標は、全国平均を上回ることとする。</p> <p>ただし、医薬分業は全県において一律に推進するのではなく、おおむね二次医療圏毎に医薬分業を推進することにより地域格差の解消を図り、全医療圏において目標の達成を目指すものとする。</p> <p>なお、目標は、国が医薬分業の質の評価指標を設定する時期に合わせて見直すものとする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>附 則 この基本方針は、平成8年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成18年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。</p>